明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房二）　三
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（同三）　四

〔省　令〕
○旅券法施行規則の一部を改正する省令（外務八）　五
○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令（財務三八）　七
○特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程等の一部を改正する省令（同三九）　一七
○たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（同四〇）　二三
○財務省組織規則の一部を改正する省令（同四一）　三〇
○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（文部科学二二）　三三
○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産二五）　三五
○農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（同二六）　三七
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業一）　三九
○愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・環境二）　四一
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三七）　四三
○中小小売商業振興法施行規則の一部を改正する省令（同三八）　四六
○第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（環境七）　四七
○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八）　四七

〔規　則〕
○人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（人事院八―一二―一六）　四七
○人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―六―八八）　四八
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一六四）　四八
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三〇―一〇二）　四九
○人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三四―三〇）　四九
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―五五）　四九
○人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則（同九―五四―九）　四九
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一三九）　四九
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一二三―三九）　四九

〔告　示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府一五）　五〇
○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（同一六）　五一
○内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令本則ただし書及び第二号二の規定に基づき内閣総理大臣の指定する補助金等及び事務を定める件の一部を改正する件（同一七）　五一
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務八）　五二
○時刻認証業務の認定に関する規程を定める件（総務一四六）　五三
○令和三年度地方債同意等基準を公表する件（同一四七）　五三
○令和三年度地方債計画を公表する件（同一四八）　五四
○令和三年度地方債充当率を公表する件（同一四九）　五四
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村及び同法第四十一条第一項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を公示する件（総務・農林水産・国土交通一〇）　五五
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第三条第一項若しくは第二項又は第四十一条第二項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件（同一一）　五六
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第四十二条の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を公示する件（同一二）　五八
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第五条に規定する特定市町村及び特別特定市町村を公示する件（同一三）　五九
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第六条第一項又は第七条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域及び同法附則第六条第二項又は第七条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を公示する件（同一四）　六〇
○歳入徴収官事務規程第十二条の二及び第二十八条の三第五項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件（財務九二）　六〇
○株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件の一部を改正する件（財務・農林水産・経済産業七）　六一

（以下次のページへ続く）